

平成21年度 特定調達品目及びその判断の基準等の見直しの概要(案)に対するパブリックコメント意見の内訳

意見分類	対応方針	件数	
①紙類		35	
コピー用紙及び印刷用紙	<p>・流通段階が複雑な印刷用紙の場合には、総合評価指標導入には慎重な対応が望ましく、評価指標の科学的根拠を充分意識しながら、時代の変化に応じて都度見直しが必要と考える。</p>	<p>総合評価指標の導入のメリットとしては、事業者が独自の技術力や地域性（工場の立地条件、製造ライン）、製造コスト等を勘案し、古紙パルプや古紙パルプ以外の環境に配慮された原料を使用したパルプ、白度、塗工量などの環境指標を適切に組み合わせ、それぞれの状況に合わせた環境配慮製品を生産、開発できる点にあり、また、環境価値の大小を数量的に適切に消費者に伝えることも可能となることです。このため総合評価指標の導入に当たって、現行の判断の基準を満足する製品についてはすべて特定調達物品となるように指標項目及び重み付けを設定しております。なお、指標項目及び評価の重み付けについては、各製紙メーカーの環境配慮への取組状況や社会的な反響の検証、市場動向等を多面的・総合的に評価するための情報を収集し、適切な見直しを行います。</p>	1
	<p>・総合評価指標の各項目の点数の根拠、点数の配分の根拠が不透明。また印刷用紙はコピー用紙に比べ、アイテム数が多く、最終製品までの商流、物流が多岐にわたることもあり、その検証が難しい。</p>	<p>古紙偽装問題の原因究明の中で、白度を含め品質要求の高まりに対し、それに応えたことが偽装の一因とされております。白度や坪量を加点項目とすることで、白度の高い紙や厚い紙を使用することが環境負荷の増大につながることを認識しながら、消費者は使用用途に応じて必要な品質と環境性能とのバランスを考慮して調達することにより、新たな市場が形成されていくと考えております。</p> <p>また、印刷用紙の判断の基準③のとおり、製品（銘柄ごと）の総合評価値及びその内訳がウェブサイト等で確認できることとしており、印刷事業者が使用した印刷用紙の銘柄について総合評価値等を確認し、その内容を含め実際に印刷物に使用した資材を記載した資材確認票を発注者に提出することで検証可能と考えられます。なお、検証に当たっては、印刷事業者の確実な情報管理及び印刷用紙の供給・流通に携わる事業者の適切な情報提供が不可欠であるため、これら事業者に対する普及啓発に努めてまいります。</p>	1
	<p>・総合評価指標がわかりにくい。もっと一般消費者にもわかりやすくすべき。</p>	<p>総合評価指標に選定されている各指標は、環境負荷低減効果が確認されている項目が選定されており、総合評価値が高い製品が相対的に環境負荷が低減されている製品となります。なお、詳細が確認できなくとも表示される総合評価値をもとに調達が可能となるものです。ご指摘の趣旨を踏まえ、一般消費者にとってわかりやすい制度となるように十分普及啓発に努めてまいります。</p>	2
	<p>・白度の加点方法が不適切。</p>	<p>必要以上の紙の白さを求める消費者の要求に製紙メーカーが安易に応えたことが、古紙偽装の一因となりました。こうした白度競争を抑制することも指標として設定した理由の一つです。また、更なる古紙利用の拡大に当たっては、新聞古紙及びミックス古紙の利用拡大は極めて重要であり、これらの利用推進を環境負荷を増大させることなく実現するためにも、極めて重要な指標であることから原案のとおりとします。</p>	2
	<p>・その他の持続可能性を目指した原料の配点を認証材及び間伐材と同じにすべき。</p> <p>・植林木も間伐材等と同様の点数評価をすべき。</p>	<p>評価の重み付けは、既往の研究成果、製紙メーカーの取組状況等を踏まえ、紙に関わる関係者を交えて議論を重ね、政策的に決定したものであり、今後の取組状況を踏まえ、適切に見直していくものと考えております。</p>	4
コピー用紙	<p>・白度80%以上の用紙でも80点以上になるため、古紙利用促進の妨げになるのではないか。</p>	<p>総合評価指標の導入のメリットとしては、事業者が独自の技術力や地域性（工場の立地条件、製造ライン）、製造コスト等を勘案し、古紙パルプや古紙パルプ以外の環境に配慮された原料を使用したパルプ、白度、塗工量などの環境指標を適切に組み合わせ、それぞれの状況に合わせた環境配慮製品を生産、開発できる点にあり、また、環境価値の大小を数量的に適切に消費者に伝えることも可能となることです。このため総合評価指標の導入に当たって、現行の判断の基準を満足する製品については、すべて特定調達物品となるように指標項目及び重み付けを設定しております。</p>	1

意見分類	対応方針	件数
<ul style="list-style-type: none"> <li>・坪量の加点方法が不適切。</li> </ul>	<p>坪量については、長期的な視点で効率的なパルプ利用を実現できる技術の開発促進を目指し定めたものであることから、原案のとおりとします。なお、その趣旨が十分理解されるよう普及啓発に努めていきます。</p>	2
<p>塗工されていない印刷用紙・塗工されている印刷用紙</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・古紙パルプの配合率、国内産間伐材等と優先順位をつけ、問題のある海外のチップはグリーン購入法の対象から外すべき。</li> </ul>	<p>バージンパルプについては、地球規模での森林の減少が続く中、森林認証制度が第三者に基づいて持続可能性について評価されている点、及び持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用されている点をそれぞれ評価したものであります。なお、ご意見については、今後の国際的な議論の取りまとまりの状況に応じ、適宜検討を進めていきます。</p>	2
<ul style="list-style-type: none"> <li>・古紙パルプ配合率70%以上を維持すべき。</li> </ul>	<p>古紙パルプの利用を極力推進していくことが最も重要かつ基本的な考え方であることには変わりはありません。総合評価指標の導入のメリットとしては、事業者が独自の技術力や地域性（工場の立地条件、製造ライン）、製造コスト等を勘案し、古紙パルプや古紙パルプ以外の環境に配慮された原料を使用したパルプ、白色度、塗工量などの環境指標を適切に組み合わせ、それぞれの状況に合わせた環境配慮製品を生産、開発できる点にあり、また、環境価値の大小を数量的に適切に消費者に伝えることも可能となることです。このため総合評価指標の導入に当たって、現行の判断の基準を満足する製品についてはすべて特定調達物品となるように指標項目及び重み付けを設定しております。</p>	3
<ul style="list-style-type: none"> <li>・塗工量を増やすことにより繊維原料等の省資源化に向かう一面もある。低塗工の加点が大きいことから、供給量及び銘柄数が制約される。製紙スラッジはセメント、路盤材等にリサイクルされており、塗料・填料への再生化技術も実用化されつつある。</li> </ul>	<p>表面塗工は、印刷適性などの品質を向上させる一方で、その古紙をパルプにする場合、製紙スラッジの増大をまねくことになり、廃棄物削減の観点から、塗工量を低減することが必要であることから、原案のとおりとします。なお、塗料・填料の再生化については、実用化に向けて端緒についたところであり、今後の研究の進展状況を踏まえ、検討いたします。</p>	2
<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林認証材の全ての点数を一律とせず、認証制度毎に係数を別途評価すべき。</li> </ul>	<p>地球規模での森林の減少が続く中、森林認証制度が第三者に基づいて持続可能性について評価されている点を評価したものであります。ご意見については、国際的な議論の取りまとまりの状況に応じ、適宜検討を進めていきます。</p>	1
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「持続可能性を目指した原料調達方針に基づいて使用するパルプ」の係数が0.5では高すぎる。こうした基準は排除するか、もっと低く、0.25、あるいは0.1とし、何らかの検証を受けたものについてのみ点数化すべき。</li> </ul>	<p>持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用されている点を評価したものであります。なお、ご意見については、今後の国際的な議論の取りまとまりの状況に応じ、適宜検討を進めていきます。</p>	1
<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合評価値等をウェブサイト等で容易に確認できることは利便性があり賛成。製紙会社に対し、印刷用紙の包装紙ラベル（半裁製品含む）、納品書、見本帳などにも順次掲載するよう促進していただきたい。</li> </ul>	<p>紙類及び印刷の判断の基準の見直しにあたっては、ご指摘の点を含め関係団体、事業者等と協議しました。</p>	1
<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合評価値等をウェブサイト等で容易に確認できる仕組みは進めて欲しい。また、「ウェブサイト等」で容易に確認できるの「等」とは具体的に何を指すのかを明示して欲しい。</li> </ul>	<p>印刷用紙の包装紙ラベル、納品書、見本帳などを想定しております。</p>	1
<ul style="list-style-type: none"> <li>・従前はR70やR100のマークを表示していたが、今後はリサイクル適性のマーク表示のみでよい。「総合評価値80以上」のマーク表示や文字情報の必要はないか検討を望む。</li> </ul>	<p>環境表示については環境省において環境情報提供のあり方や将来の方向性等について検討・整理し、とりまとめた「環境表示ガイドライン」を公表しております。環境情報の提供を行うに当たっては、本ガイドラインを踏まえ、消費者にわかりやすい適切な環境表示に取り組んでいただくようお願いいたします。</p>	1
<ul style="list-style-type: none"> <li>・全般的に賛成である。ただし、本基準に適合する製品の種類・量、及び提供できる製紙会社が拡充されるよう、強く希望する。</li> <li>・総合評価値80以上の印刷用紙の安定供給に向けて、製紙業界に対して指導願いたい。</li> </ul>	<p>紙類及び印刷の判断の基準の見直しにあたっては、ご指摘の点を含め業界団体等と協議しました。</p>	2

意見分類	対応方針	件数
<ul style="list-style-type: none"> <li>古紙リサイクル適性ランクリスト規格は、削除すべき。</li> </ul>	製紙メーカーを含め関係機関・団体において検討してきたリサイクル対応型印刷物のガイドラインに基づき作成した基準であることから、原案のとおりとします。	2
<ul style="list-style-type: none"> <li>ファンシーペーパーや抄色紙は、判断の基準からは削除すべき。</li> </ul>	製紙メーカーを含め関係機関・団体において検討してきたリサイクル対応型印刷物のガイドラインに基づき作成した基準であることから、原案のとおりとします。	3
<ul style="list-style-type: none"> <li>抄色紙等は、表紙や見返し等に使用されるものであり、印刷の判断基準において「冊子形状のものは表紙を除く」と規定されていることから、判断の基準としては削除すべき。</li> </ul>	古紙偽装の要因として多くの製紙メーカーから古紙パルプの入手困難、購入古紙の品質悪化など、原料の問題があげられました。こうした経緯を踏まえ、国等の機関は、紙から紙へのリサイクルを一層促進するために、原則として「古紙リサイクル適性ランクリスト」のAランク以外の印刷資材を使用しないこととしており、表紙等においても可能な限りAランクの用紙を使用することが求められることから、原案のとおりとします。	1
<ul style="list-style-type: none"> <li>抄色紙、ファンシーペーパーについて、メーカーに区分責任と情報提供義務を課することは負担が大きいため、他の資材との整合性が取れない。また、区分の試験方法についても未だ定まっていないことから区分が明確になるまで施行を猶予すべき。</li> </ul>	紙類及び印刷の判断の基準の見直しにあたっては、紙に関わる関係者を交えて議論を重ね、政策的に決定したものであることから原案のとおりとします。	1
<ul style="list-style-type: none"> <li>「塗工されている印刷用紙」の基準について、古紙パルプ配合率が60%未満の場合でも、他の項目で最高点を取ると80に達するのではない。</li> </ul>	古紙パルプ配合率は60%以上である必要があります（備考4参照）。ご指摘のような古紙パルプ配合率が60%未満の場合は、古紙パルプ配合率に係る評価値が0となるため判断の基準を満足しません。	1
<b>②0A機器</b>		<b>23</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>コピー機等</li> <li>・ 毎分85枚以下のモノクロ複写機の判断基準（表1-1）から省エネ法トップランナー基準を削除し、国際エネルギースター基準に一本化して頂きたい。</li> </ul>	ご意見を踏まえ、修正を行います。	1
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費電力基準に関して、エネスタVer. 1.1は2009年7月に施行されたばかりであり、Ver. 1.1適合機へのリプレースには期間が必要となるため、1年間の新旧基準併用猶予期間を設定して頂きたい。</li> </ul>	ご意見を踏まえ、修正を行います。	3
<ul style="list-style-type: none"> <li>プリンタ等</li> <li>・ 「インクジェット方式」には「高性能インクジェット」を含まない旨明記すべき。</li> </ul>	ご意見の趣旨を踏まえ、修正を行います。	1
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費電力基準に関して、エネスタVer. 1.1は2009年7月に施行されたばかりであり、Ver. 1.1適合機へのリプレースには期間が必要となるため、1年間の新旧基準併用猶予期間を設定して頂きたい。</li> </ul>	ご意見を踏まえ、修正を行います。	5
<ul style="list-style-type: none"> <li>ファクシミリ</li> <li>・ 消費電力基準に関して、エネスタVer. 1.1は2009年7月に施行されたばかりであり、Ver. 1.1適合機へのリプレースには期間が必要となるため、1年間の新旧基準併用猶予期間を設定して頂きたい。</li> </ul>	ご意見を踏まえ、修正を行います。	2
<ul style="list-style-type: none"> <li>ディスプレイ</li> <li>・ 「オフモード」及び「スリープモード」の定義は国際エネルギースターと表現、内容を同一にすべき。</li> </ul>	ご意見を踏まえ、修正を行います。	1

意見分類		対応方針	件数
カートリッジ等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・備考11ア.項については、報告書に限定せず「トナー又はインクに関するAmes試験の結果が確認できること」と修正していただきたい。</li> </ul>	ご意見の趣旨を踏まえ、修正を行います。	1
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・備考11の「(ウェブサイトで容易に確認できることを含む)」を削除、または、「(ウェブサイトに掲載可能な事項に限り、ウェブサイトで確認できることを含む。)」との表現に修正していただきたい。</li> </ul>	ご意見を踏まえ、修正を行います。	2
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・備考11 ア、イ、ウは、エコマークを取得していない場合に限定すべき。</li> <li>・「ウ。」の項目を、「ウ.各種システムの構築、再利用・マテリアルリサイクル率、及び再資源化率等に係る判断の基準を満たすことを示す担当業者の証明書等」と修正すべき。</li> </ul>	本備考は、一部の再生カートリッジ業者等の中に、いわゆるフリーライドや改造に使用される部品、トナー・インク等の安全性が確認できないケースも見られることから、調達者においても、こうした不適切な事業者から製品を調達することのないよう、十分留意していただきたいとの意図から、判断の基準の確認方法の一つとして記載したものです。	2
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「グリーン購入法」の立法趣旨に則った公的活動・公的基準(例えばエコマーク付商品、カーボンオフセット付商品であること等)を判断基準に加えても良いのではないか。</li> </ul>	今後適宜参考にさせていただくためのご意見として掲載させていただきます。	1
掛時計	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電源は、太陽電池の有無に拘わらず一次電池の寿命が5年以上であることを追加すべき。</li> <li>・エコマークの認定基準と整合性をとるべき。</li> <li>・「掛時計」のみでなく「置時計」も対象とすべき。</li> </ul>	ご意見の趣旨を踏まえ、修正を行います。	3
		今後適宜参考にさせていただくためのご意見として掲載させていただきます。	1
<b>③家電製品</b>			1
電気便座	<ul style="list-style-type: none"> <li>・暖房便座については、現在新基準案に適合している製品は存在しないことから、貯湯式同様、猶予期間を設定すべき。</li> </ul>	ご意見の趣旨を踏まえ、修正を行います。	1
<b>④自動車等</b>			2
乗用車用タイヤ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低燃費タイヤ等普及促進協議会において取り纏められた「低燃費タイヤ等」の普及促進に関する表示ガイドラインとの整合を図るべき。</li> </ul>	ご意見の趣旨を踏まえ、修正を行います。	1
小形トラック用タイヤ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従来の基準のまま、品目を追加することは時期尚早であり、混乱を招く恐れがあることから、「小形トラック用タイヤ」の品目追加について再検討いただきたい。</li> </ul>	ご意見を踏まえ、修正を行います。	1
<b>⑤制服・作業服</b>			2
制服・作業服	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改正案に反対である。判断の基準を簡潔にすべき。また、「回収及びリサイクルされるためのシステムがあること」を条件に入れると該当製品がなくなる。</li> </ul>	PETボトルの生産量・販売量の増加及び回収率の上昇に伴い、国内において回収されたPETボトルを資源として有効に活用することが極めて重要となっています。制服・作業服については既に多くの製品がこれまでの判断の基準である再生PET樹脂配合率10%以上を満たしており、新たな判断の基準を満足する製品の供給も可能と判断しております。なお、製品の流通在庫等を勘案し、平成22年度1年間について経過措置を設けております。	1
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在庫の販売が終了するまでの経過措置の期限を、もう一年延長し「平成24年3月31日まで」としていただきたい。</li> </ul>	繊維製品に係る再生PET樹脂配合率値をはじめとした判断の基準の見直しにあたっては、繊維製品に関わる関係者を交えて議論を重ね政策的に決定したものであるため、原案のとおりとします。	1

意見分類		対応方針	件数
<b>⑥インテリア・寝装寝具</b>			1
マットレス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ マットレスの表面生地には通常再生ポリエステルを入れることは困難である。表面生地以外で再生ポリエステルを多く混入すると商品の品質が保てない。</li> </ul>	PETボトルの生産量・販売量の増加及び回収率の上昇に伴い、国内において回収されたPETボトルを資源として有効に活用することが極めて重要となっています。繊維製品に係る再生PET樹脂配合率値をはじめとした判断の基準の見直しにあたっては、繊維製品に関わる関係者を交えて議論を重ね政策的に決定したものであるため、原案のとおりとします。 なお、製品の流通在庫等を勘案し、平成22年度1年間について経過措置を設けております。	1
<b>⑦公共工事</b>			5
陶磁器質タイル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 判断基準③の対象から「原材料に重金属等有害物質が含まれていないタイル」及び「JISA5209（陶磁器質タイル）のⅠ、Ⅱ類のタイル」をはずすべき。</li> <li>・ タイルは1200℃前後の高温で焼成されるので、焼成で消滅する物質については、判断基準③の対象からははずすべき。</li> <li>・ エコマークの有害物質の溶出についての基準に合わせるべき。原材料に重金属等有害物質が含まれない場合、この基準を適用すべきでない。焼成品の場合、重金属等有害物質から高温で分解する物質を除外すべき。</li> <li>・ 環境基準別表に記載されている物質について、検査を行うとしても、1ヶ月のパブコメ期間では確認ができず、平成22年度からの実施は不可能。</li> </ul>	溶融スラグ以外は、リサイクル材料の環境安全性について一般的な基準が定められていないことから、別表の原材料に対しては原文のとおりとします。	4
排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ エコマーク認定基準では、三層管は30%以上、単層管については80%以上とされていることから「ポリ塩化ビニル管」を「ポリ塩化ビニル三層管」とすべき。</li> </ul>	排水・通気用硬質ポリ塩化ビニル管では、管種の区別はしていません。管種による判断の基準の差別化なども含めて、今後の検討課題とします。	1
<b>⑧役務(印刷)</b>			25
<判断の基準>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全般的に賛成である。</li> </ul>	-	1
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 古紙以外にも目を向けた総合評価指標という考え方には賛同する。評価指標とその配点の裏付け、且つそれをわかり易く表現することが重要。</li> </ul>	総合評価指標の導入のメリットとしては、事業者が独自の技術力や地域性（工場の立地条件、製造ライン）、製造コスト等を勘案し、古紙パルプや古紙パルプ以外の環境に配慮された原料を使用したパルプ、白色度、塗工量などの環境指標を適切に組み合わせ、それぞれの状況に合わせた環境配慮製品を生産、開発できる点にあり、また、環境価値の大きさを数量的に消費者に伝えることも可能となることです。このため総合評価指標の導入に当たって、現行の判断の基準を満足する製品についてはすべて特定調達物品となるように指標項目及び重み付けを設定しております。 なお、指標項目及び評価の重み付けについては、各製紙メーカーの環境配慮への取組状況や社会的な反響の検証、市場動向等を多面的・総合的に評価するための情報を収集し、適切な見直しを行います。	1
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 判断の基準②のBランク材料の制限は削除すべき。</li> <li>・ 配慮事項にAランクの材料のみを使用することを追加すべき。</li> </ul>	古紙偽装の要因として多くの製紙メーカーから古紙パルプの入手困難、購入古紙の品質悪化など、原料の問題があげられました。こうした経緯を踏まえ、国等の機関は、紙から紙へのリサイクルを一層促進するために、原則として「古紙リサイクル適性ランクリスト」のAランク以外の印刷資材を使用しないこととしていることから、原案のとおりとします。	2
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 印刷の対象範囲について、文具類の封筒等、対象外製品を明確にされたい。</li> </ul>	ご意見の趣旨を踏まえ、修正を行います。	1

意見分類	対応方針	件数	
<ランクリスト> >	<ul style="list-style-type: none"> <li>古紙リサイクル適性ランクリスト規格は、削除すべき。</li> </ul>	製紙メーカーを含め関係機関・団体において検討してきたリサイクル対応型印刷物のガイドラインに基づき作成した基準であることから、原案のとおりとします。	5
	<ul style="list-style-type: none"> <li>古紙リサイクル適性ランクリスト規格の採用により、メーカーにその区分や情報提供等多大な負担を負わせるのは問題。</li> </ul>	製紙メーカーを含め関係機関・団体において検討してきたリサイクル対応型印刷物のガイドラインに基づき作成した基準であることから、原案のとおりとします。	2
	<ul style="list-style-type: none"> <li>一律なランク付けは、表現の均一化を増長させ、個々の表現の差別化や自由の幅を狭めることにつながるのではないか。</li> <li>色は視認性としての機能が強く（特に表紙）、Aランクのみの推奨はこれらの機能および日本文化の衰退を招く虞があるため、今後の検討課題であり削除すべき。</li> </ul>	製紙メーカーを含め関係機関・団体において検討してきたリサイクル対応型印刷物のガイドラインに基づき作成した基準であることから、原案のとおりとします。	2
<抄色紙・ファンシーペーパー> >	<ul style="list-style-type: none"> <li>抄色紙及びファンシーペーパーは、Cランクから除外すべき。</li> <li>抄色紙及びファンシーペーパーの規程は削除すべき。</li> <li>色紙は現実に中小の製紙工場でリサイクルされている事実があり、リサイクルの阻害要因となっていないことから、色紙に規制をかけることに反対。</li> <li>Cランクの抄色紙も同系色の紙にはリサイクル可能であり、少なくとも板紙へのリサイクルは可能であるため、「板紙にもリサイクル不可」は誤りである。</li> </ul>	製紙メーカーを含め関係機関・団体において検討してきたリサイクル対応型印刷物のガイドラインに基づき作成した基準であることから、原案のとおりとします。 なお、判断の基準②に、「印刷物の用途・目的から使用する場合は、使用部位、廃棄方法を記載すること」とあり、例えば冊子の表紙にCランクの用紙が使用され、その他の本文がAランクの用紙が使用されている場合は、表紙にCランクの用紙を使用している旨を表示することにより、廃棄時に表紙を外せば本文部分はAランクとして紙にリサイクルができることになることから、リサイクルの推進につながると判断されます。	4
	<ul style="list-style-type: none"> <li>抄色紙に関して、B、Cランクの紙についても従来再利用されており、「阻害要因」として使用制限すべきではない。</li> </ul>	古紙偽装の要因として多くの製紙メーカーから古紙パルプの入手困難、購入古紙の品質悪化など、原料の問題があげられました。こうした経緯を踏まえ、国等の機関は、紙から紙へのリサイクルを一層促進するために、原則として「古紙リサイクル適性ランクリスト」のAランク以外の印刷資材を使用しないこととしていることから、原案のとおりとします。	1
<資材確認票>	<ul style="list-style-type: none"> <li>資材確認票にも表紙の除外規定を明記すべき。</li> <li>資材確認票で、表紙以外にAランク以外のものが入った場合、量の多少に関わらず、印刷物の表示は全てが下位ランクと見なされ、「清掃」の判断基準では廃棄され、資源リサイクルの考え方にも反する。</li> </ul>	資材確認票は印刷物のリサイクル適性を確認するものであるため、原案のとおりとします。	2
<その他>	<ul style="list-style-type: none"> <li>グリーン購入法netのリストは、グリーン購入法適合品リストであり、色上質紙は再生紙ではないため、同リストに掲載できない。システム変更してもグリーン購入法に適合する用紙との誤解を与える恐れがある。</li> </ul>	現在、環境省が運用している「グリーン購入法特定調達物品情報提供システム」は、グリーン購入法の判断の基準を満足する製品（特定調達物品）の具体的情報を提供するものです。今回の判断の基準の見直しに伴い、新たにグリーン購入法.net上に、印刷用紙等の環境情報を提供するサイトを用意することとします。	1
	<ul style="list-style-type: none"> <li>大豆油インキ、植物油インキが、「植物由来の油を含有したインキ」に該当する旨を周知して頂きたい。</li> </ul>	ご指摘の趣旨を踏まえ、ブロック別説明会等において国等の機関、地方公共団体、事業者、一般消費者等に対し幅広く周知してまいります。	1
	<ul style="list-style-type: none"> <li>抄色紙が情報提供する必要があれば、輸入紙の抄色紙も同様の取り扱いを受けることとなるが、WTOからの提訴を受けるのではないか？</li> </ul>	基本方針の見直しに当たっては、WTOに通報を行い、政府調達協定との整合を図り、適切に運用を行っております。	1
	<ul style="list-style-type: none"> <li>印刷の目標の立て方に「ただし、基準を満たす印刷の件数は、①Aランクの材料のみ使用の件数と、②AまたはBランクの材料のみ使用の件数とに分けて把握する。」を追加すべき。</li> </ul>	今後の検討課題とします。	1

意見分類		対応方針	件数
<b>⑨ 役務</b>			<b>2</b>
自動車専用タイヤ更生	・リグリーブタイヤを追加採用とした理由及び議論のプロセスを示すべき。また、具体的にはどのようなタイヤで、どうすれば調達できるのか御教示願いたい。	これまでの対象であった更生タイヤ（リトレッドタイヤ）に加え、リグリーブタイヤについても省資源（長寿命）・省エネルギー等の観点から環境負荷低減効果が認められることから追加しました。 なお、特定調達品目及びその判断の基準等の見直し・追加に当たっては、特定調達品目検討会における学識経験者等の意見等を踏まえ、法に基づく適正な手続に従って実施しております。	1
自動車整備	・現在、ロングライフクーラント（LLC）を濾過し再利用する機械を保有している整備業者はごくわずかである。現状を踏まえ「③ロングライフクーラントを、熱回収等を含めた再利用に努めていること」とすべき。	ロングライフクーラントの再利用は環境負荷低減効果が見込まれますので、機械の普及状況も勘案し、調達に当たっての配慮すべき事項としました。このことから、原案のとおりとします。	1
<b>⑩ その他</b>			<b>4</b>
蛍光灯	・蛍光灯の判断の基準「ウ. 管径は32.5mm以下であること。」を削除いただきたい。	今後適宜参考にさせていただくためのご意見として掲載させていただきます。	1
LED照明灯	・照明設備にLED照明灯を加えていただきたい。	今後適宜参考にさせていただくためのご意見として掲載させていただきます。	1
害虫防除	・ネズミ類とは別にシロアリに関しても別項目の基準を設けていただきたい。	今後適宜参考にさせていただくためのご意見として掲載させていただきます。	1
産業廃棄物処理	・役務の項目に「産業廃棄物の処理」を加え、不法投棄防止や環境負荷低減に有効な電子マニフェストの利用を義務づけ、グリーン調達で率先利用すべき。	今後適宜参考にさせていただくためのご意見として掲載させていただきます。	
		合計	<b>100</b>